

第2回埼玉PX大賞受賞企業周知用動画制作業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

第2回埼玉PX大賞受賞企業周知用動画制作業務

2 委託期間

契約日から令和8年3月16日

3 目的

本業務は男性の育児と仕事の両立に積極的に取り組む企業である「埼玉PX大賞」受賞企業とその優れた取り組みを県内に周知することで、県内企業が男性の育休取得を推進する機運醸成を図ることを目的に、知事と受賞企業との座談会の様子を収めた動画と大賞受賞企業へのインタビュー動画を制作するものである。

動画制作及び周知により、受賞企業の優れた取組が県内他の企業に波及されることに加え、県のトップである知事と受賞企業との座談会の様子を発信することで、受賞企業の対外的なPRや埼玉PX大賞の認知度向上が期待される。また、大賞に限定したインタビュー動画の制作により、大賞受賞のインセンティブとなることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 埼玉PX大賞表彰式での知事と受賞企業との座談会動画の制作

「第2回埼玉PX大賞」表彰式の会場内で知事と埼玉PX大賞受賞企業（5社程度）の座談会動画を制作する。

知事と受賞企業との座談会を通じて、受賞企業の優れた取組や経験を共有し、視聴者（企業経営者・従業員・就活生等の求職者）が共感しやすい内容の動画とする。

ア 開催日時等

- ・令和7年11月27日（木）16時00分～17時00分
うち、座談会は、表彰式終了後の20分～30分を予定
- ・場所は知事公館を予定。

イ 出演者

- ・司会 1名（受託者が手配）
- ・知事
- ・受賞企業 5社程度（各社代表者1名程度を想定）

※受賞企業は11月上旬に県が決定する

ウ 座談会の配置について

- ・座談会は知事、司会、受賞企業が横並びかつ、司会進行者は演台を使用した立位、知事及び受賞企業は着席した配置を想定
- ・撮影に適した配置があれば、提案すること

エ 座談会の内容について

- ・主に県が作成する進行表のとおり、司会が進行を行うこと。
- ・司会は男性の育児と仕事の両立を支援する企業を表彰する「埼玉P X大賞」の受賞企業と知事との座談会に適した人物とし、受託者が提案すること。
- ・進行案は以下のとおり
 - ①司会から開会の挨拶と趣旨説明（2分）
 - ②-a 受賞企業の男性の育休取得推進の取組説明（1社 2分程度）
（受賞企業の取組についてまとめたパネル（受託者が作成）を用い、受賞企業が説明）
 - ②-b 説明に対して知事が質問（1社 1分程度）
※②-a、bを受賞企業（5社）が繰り返す
 - ③知事の締め挨拶（1分）
 - ④司会より閉会の挨拶（1分）
- ・進行内容は県と受託者で協議の上決定すること
- ・受賞企業との事前の打合わせは、受託者が受賞企業と調整の上、実施すること

オ 撮影について

- ・撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする
- ・座談会の様子を撮影するにあたり、固定カメラのみの定点撮影は避けること
- ・発言者の表情やしぐさをとらえるカメラワークとし、知事と受賞企業を同時に見せる分割画面、重要は発言部分はクローズアップを活用するなど、視聴者の関心を引き付ける内容とすること
- ・会場全体の映像や、出演者の個別アップを織り交ぜるなどにより、座談会全体の雰囲気伝えること

カ 編集について

- ・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする
- ・就活生など視聴者に企業の取組や雰囲気が伝わるよう、編集により、15～20分程度のロングバージョンと3分程度のショートバージョンの2パターンを制作すること
- ・動画全体に字幕を入れ、重要発言は強調するなど、見やすく編集すること

キ 納品について

- ・納品の前に、雇用・人材戦略課及び出演者に監修を受けること（校正回数は定めない）。
- ・納品はデータ（mov 及び mp4）及び記録媒体（DVD）で納品すること。
- ・データは令和7年12月19日（金）までに、記録媒体は令和7年12月26日（金）までに納品すること。

ク 実施計画について

- ・座談会当日の流れや出演者の配置、撮影体制、スケジュール等を記載した実施計画書を11月6日（木）までに、県に提出し、県と協議の上で詳細を決定すること

（２）埼玉PX大賞 大賞企業インタビュー動画の制作

埼玉PX大賞の大賞受賞企業（1社）に対して、事業内容と育休取得推進の取組についてのインタビュー動画を制作する。

視聴者として、男性の育児と仕事の両立支援や育休取得の推進に関心のある企業経営者や就活生等の求職者などを想定する。

ア 県との調整（11月）

- ・企業への質問等インタビュー内容について、事前に県と調整を行う

イ 企業との調整（12月）

- ・企業と受託者で事前に打合せを行い、撮影スケジュール及びインタビュー内容等について調整を行う。

ウ 動画の撮影（12～1月）

- ・撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。また、事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続の交渉を行うものとする。
- ・撮影場所は任意の場所（インタビュー企業の所在地含む）で構わないが、撮影場所の手配は原則受託者が行うものとする。

エ 編集について

- ・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする
- ・視聴者に企業の取組や雰囲気が伝わるよう、編集により、5分程度のロングバージョンと15秒～30秒程度のショートバージョンの2パターンを制作すること
- ・動画全体に字幕を入れ、重要発言は強調するなど、見やすく編集すること

オ 納品について

- ・納品の前に、雇用・人材戦略課及び出演者に監修を受けること（校正回数は定めない）。
- ・納品はデータ（mov 及び mp4）及び記録媒体（DVD）で納品すること。
- ・動画は令和8年2月27日（金）までに納品すること。

（３）完了報告

全ての事業終了後、事業の実施結果について、別途県が指示する項目に従い報告書を提出すること。

5 業務運営体制

（１）運営管理責任者

本業務を統括する運営管理責任者を1人配置し、業務全体の進捗管理、県との連絡調

整等の業務を行うこと。

(2) 業務担当者

4 (1) の業務を実施する担当者を 1 人以上配置すること。運営管理責任者、業務担当者については、一部の業務において同一人が兼務しても構わないものとする。ただし、業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

(3) 問合わせ窓口の設置

本業務の問合わせ窓口（電話・FAX・メールアドレス）を設置し、対応すること。

6 留意事項

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- (3) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (4) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (5) 受託者及び本業務に関わる者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (8) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (9) 感染症の影響等に伴い、業務内容等を変更せざるを得ない状況となった場合には、県と協議の上、柔軟に対応すること。また、感染症の防止対策についても柔軟に対応すること。
- (10) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (11) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、県と協議の上、適切に履行すること。
- (12) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (13) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。

7 委託契約額の支払い

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。